

第6次浦臼町定員適正化計画

(平成23年度～平成27年度)

平成23年4月

浦 臼 町

1 基本的な考え方

限られた財源のもと、効率的で質の高い行政サービスを提供するためには、適正な定員管理をはじめとする行財政改革に取り組んでいくことが不可欠である。

本町においても、これまで第5次定員管理計画のもと、定員の適正化に努めてきたところであるが、現下の厳しい行財政事業等を鑑みると、引き続き、簡素で効率的な行政体制の整備に向けた取り組みが必要である。特に、これまで以上に経営資源である職員を最大限に活用していくことが重要である。

その上で積極的なまちづくりを推進し、引き続き住民サービスを維持・発展させるため、浦臼町第6次定員適正化計画を定め、適正な定員管理を行うものとする。

2 定員管理の現状

本町は、計画期間を平成18年度から平成22年度までとした「第5次浦臼町定員管理計画」を平成18年4月に策定し、平成21年1月に改正した。当該計画は、国が示した定員モデルや類似団体との比較を前提とし、組織・機構の見直しによる課・係の統廃合、臨時職員の活用等による欠員不補充、兼務等による事務の合理化を目指すものであり、他の自治体との均衡を重視した計画とした。具体的には、平成23年4月1日現在の計画職員数を54人とし、平成18年度の職員数に対し、減員総数16人、増員総数4人、差引12人を減員するものだったが、実際には、平成22年度までに目標を1人上回る13人の減員となった。（平成23年4月1日に目標どおり54人になった）

（表1）部門別職員数の推移

部門	区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般	職員数（A）	58	58	55	54	51	50	48	43	41	41
	対前年増減数	△4	1	△1	△1	△3	△1	△2	△5	△2	0
特別	職員数（B）	11	11	11	11	10	10	9	8	9	8
	対前年増減数	0	0	0	0	△1	0	△1	△1	1	△1
公営	職員数（C）	5	5	5	5	5	5	6	6	4	4
	対前年増減数	3	0	0	0	0	0	1	0	△2	0
合計	職員数A+B+C	74	74	71	70	66	65	63	57	54	53
	対前年増減数	△1	0	△3	△1	△4	△1	△2	△6	△3	△1

(表 2) 現在の職員数の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在の職員数の比較

部 門	浦臼町の職員数 (人) A	類似団体の職員数(人) B	超過数 (人) C(A - B)	超過率 (%) C/A × 100
議会・総務	15	13	2	13.3
税務	4	2	2	50.0
福祉(民生・衛生)	9	13	△4	△44.4
農林水産・商工	7	6	1	14.3
土木	6	4	2	33.3
一般行政部門 計	41	38	3	7.3
一般管理(福祉以外)	32	25	7	21.9
教育(特別行政部門)	8	8	0	0.0
普通会計	49	46	3	6.1

類似団体の職員数 = 「類似団体の職員数の状況」の単純値を用いて算出した類似団体の職員数

3 計画期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年とする。

4 定員適正化の重点事項及び今後の取り組み

計画目標を達成するための課題及び今後の取り組みは次のとおりとする。

(1) 定員管理の直面する課題

① 職員の適正な配置

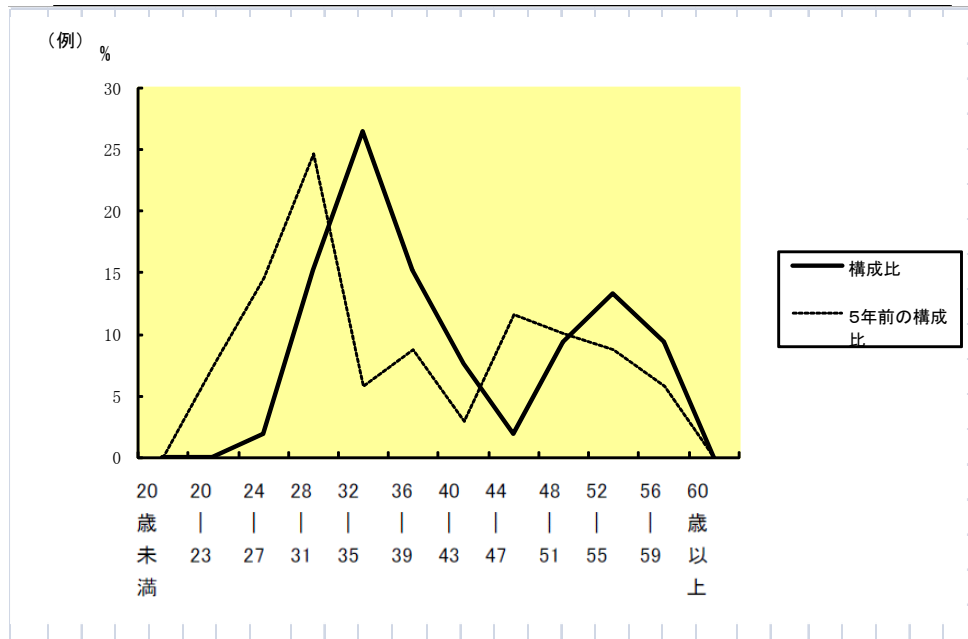
社会の変化により新たな行政需要が次々と発生し、さらに地方分権により様々な事務の委譲が行われ、法令により事務量の増加に応じて一定数の職員配置が求められる事務もある一方で、業務量が減少してきている事務もある。厳しい財政状況の中、行政運営能力の優劣が自治体間のサービス格差を生み出すという時代認識のもと、事業のスクラップ・アンド・ビルドによる職員配置の適正化を従来以上に強力に押し進める必要がある。

② 常勤一般職員の年齢構成の適正化

年齢別の常勤一般職員数をグラフで表すと下表のようになる。このように、常勤一般職員の年齢構成に大きな偏りがある状態は、組織的にも財政的にも多くの問題を生じることとなる。今後、常勤一般職員が多数退職する時期を捉えて年齢構成の平準化を図る必要が

ある。また、年齢構成を適正に保つためには、計画的に一定数の常勤一般職員を新規採用することが必要である。

(図1) 職員の年齢別分布状況



(表3) 年齢区分別職員数の状況

平成21年4月1日現在

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 0	人 1	人 8	人 14	人 8	人 4	人 1	人 5	人 7	人 5	人 0	人 53

(2) 定員適正化のための今後の取り組み

① 行財政改革大綱等に基づく適正化の推進

定員適正化の推進は、行財政改革を推進するための重要な取組項目の1つであることから、浦臼町行財政改革大綱及び浦臼町行財政改革緊急プランを基に取り組みを進めていく。

② 組織機構の見直し

組織・機構については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に見直しを行い、社会情勢や行政需要の変化等に敏感に対応できる簡素で効率的、かつ柔軟で活力ある組織・機構の整備を進める。

③ 事務事業の見直し

事務事業において経費や労力に比べ行政効果の薄いもの、類似性が強く統廃合が可能なもの、存在理由が希薄化しているものなどについて縮小、統合、廃止など整理・簡素化を進める見直しを図る。

ただし、町民の安心・安全の分野に配慮したメリハリのある人員配置を行っていく。

④広域行政の推進

近隣他市町との共同設置や統合が可能な事務事業を洗い出し、広域連携による合理的で効率的な行政運営を推進する。

⑤人事評価制度の創設と人材育成

簡素で効率的な行財政システムを構築するためには、職員の意欲や能力を最大限に引き出し組織を活性化させる人事制度の確立が必要あり、評価制度の創設と人材育成を積極的に進めていく。

⑥指定管理者制度の積極的活用

指定管理者制度を適性かつ有効な運営を図るために、「指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、可能な限り積極的に導入を図る。

(3) 対象職員

定員適正化計画における対象職員は、一般職に属する職員で定員に関する法律上の規定（地方自治法第172条第3項等）による、条例で定める定数の対象となるものとする。

5 今後の定員適正化の目標

定員適正化の数値目標

町の人口規模、産業構造など全国の類似する団体の職員数を参考に新たな定員管理計画の目標を設定し、5年後の平成27年度に54人（増減なし）とすることを目標とする。各年度毎の定員管理の目標については、表4のとおり。

定員適正化計画 数値目標

平成23年4月1日職員数	A	54人
平成27年4月1日職員数	B	54人
目標職員数	B-A	0人

(表4) 年次別目標

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
4月1日現在職員数 (人)	53	54	54	54	54	54	54
対前年減員数 (人)	—	1	0	0	0	0	0
削減率 (%)	—	1.9	0	0	0	0	0
累計減員数 (人)	—	1	0	0	0	0	0
累計削減率 (%)	—	1.9	0	0	0	0	0

※下表の定年退職予定者数及び他事由退職者数は翌年度での減員とする

【参考1】

定年退職及び新規採用予定者数

(単位：人)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
定年退職予定者数	—	△1	△1		△3	△1	△3
他事由退職者数	—						
新規採用(予定)者数	4		1	1		3	1
うち派遣復職者数	—						

派遣職員及び派遣予定職員数

(単位：人)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
派遣(予定)職員数	2	1	1	1	1	1	1

【参考2】 類似団体の職員数

普通会計46人(平成21年4月1日現在)

- ・ 人口規模 5,000人未満
- ・ 産業構造 第2次、第3次産業従事者割合80%未満
- ・ 町村類型 I-0 全道51団体が該当